



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第88号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (企業立地課) 2

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象等を定める告示 (企業立地課) 3

補助金等交付規則第3条の規定により特定通信費補助金の交付の対象等を定める告示 (") 4

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示 (") 6

補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を定める告示 (") 8

補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金の交付の対象等を定める告示 (") 9

補助金等交付規則第3条の規定により特別高圧電力配電設備設置工事費負担金補助金の交付の対象等を定める告示 (") 10

公布された条例等のあらまし

◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第44号）

1 規則の概要

- (1) 企業の立地に対する助成等の対象となる業種についてソフト産業のうち広告代理業、ディスプレイ業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業及びエンジニアリング業を削り、知事が特に認める事業を加えることとした。（第2条関係）
- (2) ソフト産業における立地規模の基準において、一定以上の人数の増加を必要とする常用従業員について派遣労働者を含めないこととした。（第3条関係）
- (3) ソフト産業並びにソフトウエア業及びデジタルコンテンツ業で別に定める要件を満たすものに係る立地規模の基準のうち、投下固定資本の要件を廃止することとした。（第3条関係）
- (4) 隠岐郡に立地するコールセンター業（投下固定資本額及び企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数を基礎として助成金を算定するものに限る。）に係る企業の立地に関する計画の認定の期限を廃止することとした。（第8条関係）
- (5) その他規定の整理

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第44号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号アからセまでを次のように改める。

- ア ソフトウエア業
- イ 情報処理・提供サービス業
- ウ インターネット附随サービス業
- エ デジタルコンテンツ業
- オ コールセンター業
- カ データセンター業
- キ シェアードサービス業
- ク その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業

第2条第4号中「サ」を「エ」に改める。

第3条第1号イ中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者その他の」を「雇用期間の定めがある者で」、「者を」を「ものを」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 前条第3号に掲げる業種の場合 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が10人以上であり、かつ、常用従業員のうち雇用期間の定めがある者で実質的に常時雇用される従業員に準ずると認められるもの以外のものの数が5人以上であること。

第3条第3号中「企業」の次に「（平成25年3月31日までに条例第4条第1項の規定による計画の認定を受けたものに限る。次号において同じ。）」を加え、同条第4号を次のように改める。

(4) 前条第4号に掲げる業種であって、県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合（知事が別に定める要件を満たすものに限る。） 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が5人以上であること。

第8条第1項第1号中「のうち、平成22年3月31日までに条例第4条第1項の規定による計画の認定を受けたもの」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、平成22年4月1日以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。

告

示

島根県告示第250号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象等を定める告示（平成21年島根県告示第227号）は、廃止する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

拠点工業団地立地促進補助金

2 交付の目的

拠点工業団地（益田拠点工業団地、ソフトビジネスパーク島根及び江津工業団地をいう。）への立地企業に対して補助を行い、企業の立地を促進することを目的とする。

3 対象業種

次に掲げる拠点工業団地の区分に応じ、それぞれ次に掲げる業種をいう。

(1) 益田拠点工業団地 製造業、ソフト産業（別表に掲げる業種をいう。以下同じ。）、自然科学研究所、不動産賃貸業、サービス業（製造業支援サービス業に限る。）及び知事が特に認める業種

(2) ソフトビジネスパーク島根 研究開発型企业（団地内において新たな製品や技術の開発に取り組む企業をいう。）、ソフト産業、人材育成機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学、高等専門学校及び同法第82条の2の専修学校をいう。）、試験研究機関（自然科学研究所及び人文・社会科学研究所をいう。）、不動産賃貸業及び知事が特に認める業種

(3) 江津工業団地 益田拠点工業団地の対象業種と同じ（ただし、サービス業を除く。）。

4 交付の対象事業者

拠点工業団地において、対象業種の事業の用に供するため工場、事業場、教育施設又は研究施設を設置し、事業を営む企業であり、次に掲げる要件をすべて満たすもの

(1) 1の契約により取得した土地の面積が1,000平方メートル以上であること。

- (2) (1)の要件に適合する契約（当該契約が2以上ある場合は、それらのうち最初に締結された契約）の締結の日（以下「契約締結日」という。）から起算して30日以内に土地売買契約届を知事に提出していること。
- (3) 企業等が協定を締結した場合は、協定を締結した日から起算して30日以内に協定締結届を知事に提出していること。
- (4) 契約締結日から起算して3年以内に当該契約により取得した土地において操業を開始し、その操業の開始の日から起算して30日以内に操業開始届を知事に提出していること。
- (5) 知事による土地売買契約届の受理の通知の日（協定を締結した場合にあっては、協定締結届の受理の通知の日）から補助金の交付を申請する日までの期間内に立地に伴い新たに雇用した雇用期間の定めのない従業員（ソフト産業及び知事が特に認める業種にあっては、雇用期間の定めがある者で、実質的に雇用期間の定めがないと認められるものを含む。）の数が、5人以上であること。
- (6) (2)に規定する契約及びこれ以外の契約で契約締結日以後に締結されたもの（以下「交付対象契約」という。）により取得した土地について、島根県企業立地助成金の交付を受けていないこと。
- 5 補助金等の交付の対象及び交付の額

(1) 対象

交付対象者が交付対象契約により取得した土地の価格の総額（以下「交付対象経費」という。）

(2) 交付の額

益田拠点工業団地及び江津工業団地にあっては交付対象経費に100分の20を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、ソフトビジネスパーク島根にあっては交付対象経費に100分の15を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表

ソフトウェア業
情報処理・提供サービス業
インターネット附随サービス業
デジタルコンテンツ業
コールセンター業
データセンター業
シェアードサービス業
その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業

島根県告示第251号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、特定通信費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により特定通信費補助金の交付の対象等を定める告示（平成21年島根県告示第228号）は、廃止する。

平成22年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

特定通信費補助金

2 交付の目的

高速通信専用回線又は情報通信システムの導入を支援する措置を講ずることにより、研究開発型企業、ソフト産業等の立地を促進し、本県の産業の高度化、新産業の創出及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを

目的とする。

3 補助金等の交付の対象等

事業	交付の対象	補助対象経費	交付の率等	交付の期間
高速通信専用回線利用費補助事業	県内において専用回線を接続する事業所のうち、製造業（日本標準産業分類に掲げる製造業をいい、県営工業団地内に事業所を設置しているものに限る。）、研究開発型企業又は研究開発支援企業等	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者と契約した専用回線（電気通信信号の伝送速度が毎秒1メガビット以上のものに限る。）の使用料	補助対象経費の2分の1以内（交付の額は、50万円以上5,000万円以下とする。ただし、専用回線の接続の相手方が県内に所在するときは、50万円以上1,000万円以下とする。）	特定通信費補助事業利用計画の承認をした日から起算して5年以内
雇用確保促進特定通信費補助事業	次のいずれにも該当するもの (1) 県内においてコールセンター業を営む者であること。 (2) 島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けていること。 (3) 新規常用従業員数が20人以上であること。 (4) 操業を開始した日から2年以内に特定通信費補助事業利用計画の承認を受けること。	コールセンター業の用に供する通信に伴う経費であって、電話その他の通信費及び電子情報処理組織（補助事業者の使用に係る電子計算機と当該コールセンターを利用する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用に係るもの	補助対象経費の2分の1以内（交付の額は、50万円以上5,000万円以下とする。ただし、電話その他の通信費にあつては3,000万円を、電子情報処理組織の使用に係る費用にあつては3,000万円をそれぞれの上限とする。）	

備考

- 1 専用回線とは、電気通信事業者が提供する特定顧客専用の指定地点間を結ぶ通信回線又は帯域保証型（一定区間において最低伝送速度を保証するもの）の通信回線をいう。
- 2 研究開発型企業とは、新たな技術に関する研究及び開発を行い、かつ、企業化を図ることができると知事が認める者又は申請する直前の決算において売上高に対する試験研究費の割合が3パーセントを超えている者をいう。
- 3 研究開発支援企業等とは、ソフト産業（次に掲げる業種をいう。）、人材育成機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校であつて私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設立したものに限る。）、試験研究機関（自然科学研究所及び人文・社会科学研究所をいう。）及び知事が特に認める業種をいう。

ア ソフトウエア業

イ 情報処理・提供サービス業

ウ インターネット附随サービス業

エ デジタルコンテンツ業

オ コールセンター業

カ データセンター業

キ シェアードサービス業

ク その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業

- 4 新規常用従業員数とは、補助事業者が島根県企業立地促進条例第4条第3項の規定による申請が受理された日以後に新たに雇用した雇用期間の定めのない常用従業員（雇用期間の定めがある者で実質的に常用従業員に準ずると認められるものを含む。）の数をいう。

島根県告示第252号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（平成21年島根県告示第433号）は、廃止する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の対象となる者

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）であって、次に掲げる場合に依りて次に定める要件を備えたもの

- (1) 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第1号に掲げる場合 増加固定資本額（規則第3条第1号ア、第1号の2ア又は第5号アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間（規則第5条第1項に規定する申請書が受理された日（規則第3条第3号に掲げる場合に該当するときにあつては、平成20年1月1日以後の事業開始日とのいずれか早い日）から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。以下同じ。）に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ売買取引に準ずる会計処理を行った場合にあつては、当該投下固定資本を含む。以下同じ。）に係る経費の総額をいう。以下同じ。）が3億円以上であつて、増加常用従業員（認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い新たに雇用した雇用期間の定めのない常用従業員（規則第3条第2号に掲げる場合にあつては、雇用期間の定めがある者で、実質的に常用従業員に準ずると認められるもの（以下「契約社員」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）の数（以下「増加常用従業員数」という。）が10人以上であること。
- (2) 規則第3条第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上であること（増加固定資本額が3億円以上であり、かつ、増加常用従業員数が10人以上である場合を除く。）。
- (3) 規則第3条第2号に掲げる場合 増加常用従業員数が10人以上であること。
- (4) 規則第3条第3号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。
- (5) 規則第3条第4号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であること。
- (6) 規則第3条第5号に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上であること。

4 助成金の交付の対象及び交付の額

(1) 交付の対象

増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。）及び増加常用従業員に係る経費

(2) 交付の額

次に掲げる額の合計額（規則第2条第3号オのコールセンター業（隠岐郡に立地するものを除く。）及び規則第3条第1号の2に該当する場合にあってはアに掲げる額、同条第3号又は第4号に該当する場合にあってはイに掲げる額）とする。

ア 増加固定資本額（規則第3条第2号に該当する場合にあっては、増加固定資本額1,000万円以上の場合に限る。）に別表第1の左欄に掲げる業種及び同表の中欄に掲げる増加常用従業員数に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額に、別表第2の左欄に掲げる立地の区分に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額（その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表3の左欄に掲げる立地の区分に該当する場合は、同表右欄に掲げる額をそれぞれ7億円に加算した額。）

イ 増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）に規則第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる業種にあっては100万円（増加常用従業員が契約社員である場合は、50万円）を、同条第4号に掲げる業種にあっては50万円を乗じて得た額（以下「増加常用従業員数を基礎として算定した額」という。）。ただし、次に掲げる場合にあっては、当該区分に応じてそれぞれ次に定める額

(7) 増加常用従業員数を基礎として算定した額が3億円を超える場合（交付の対象となる者が(イ)に該当するもの又は規則第2条第4号に掲げる業種である場合を除く。） 3億円

(イ) 規則第2条第3号オのコールセンター業であって、隠岐郡に立地するものについて、増加常用従業員数を基礎として算定した額が3,000万円を超える場合 3,000万円

5 助成金の支払

助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあっては、2億円を超える部分の助成金について交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

6 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の方法によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。

(2) 助成金の交付後、正当な理由なく、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと。

別表第1

業種	増加常用従業員数	助成率
1 規則第2条第1号（5に掲げるものを除く。）	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合（(2)に掲げる場合を除く。）	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	20パーセント
2 規則第2条第2号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合（(2)に掲げる場合を除く。）	10パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	15パーセント
3 規則第2条第3号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が10人以上19人以下の場合	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数が20人以上の場合	20パーセント
4 規則第2条第5号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が5人以上9人以下の場合	15パーセント

	(2) 増加常用従業員数が10人以上の場合	20パーセント
5 規則第2条第1号に掲げる業種であって、規則第3条第1号の2に掲げる場合に該当するもの	増加常用従業員数が5人以上の場合	10パーセント

別表第2

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。）	100パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定するものをいう。）をいう。）内に新たに用地を取得（過去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。）して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合	100パーセント
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（2に掲げる場合を除く。）	50パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合	25パーセント
5 県内企業のうち規則第3条第1号の2に掲げる場合に該当するものが、償却資産のみを増設する場合	50パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに掲げる施設をいう。

ア 規則第2条第1号又は第2号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第3号又は第5号に掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

別表第3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円

島根県告示第253号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を定める告示（平成21年島根県告示第434号）は、廃止する。

平成22年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県ソフト産業家賃等補助金

2 交付の目的

ソフト産業（ソフトウエア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業及びその他産業支援サービス業のうち知事が特に認

める事業をいう。以下同じ。)の立地(島根県企業立地促進条例(平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。))第4条第1項の規定による認定を受けている企業が、県内に事業所を設けて事業を営む場合をいう。以下同じ。)に伴う初期コストである家賃を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化、新産業の創出及び雇用機会の増大を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる者

ソフト産業に該当する企業で、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 立地した企業のうち、県内において、常用従業員(雇用期間の定めのない従業員をいう。以下同じ。)を5人以上かつ常用従業員と契約社員(1年以内の期限付きで雇用される従業員(社会保険又は雇用保険に加入する者に限る。))の総数を20人以上新たに雇用する企業であること(島根県企業立地促進条例施行規則(平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。))第3条第3号に掲げる場合に該当するものにあつては、常用従業員を3人以上新たに雇用するものであること。)
- (2) 平成25年3月31日までに立地した企業であること。
- (3) 補助事業開始日(立地した企業が、ソフト産業を開始し、(1)の要件を満たすこととなった日をいう。以下同じ。)から1月以内に補助事業開始届を知事に提出している企業であること。

4 補助金等の交付の対象、交付期間及び交付の額

(1) 交付の対象

事業所の家賃等(月額又は年額で契約された賃貸料及び賃貸借契約に明示された共益費で定額で負担するもの)

(2) 交付期間

補助事業開始日の翌月(その日が月の初日の場合は当月)(以下「補助事業開始月」という。)から5年間(規則第3条第3号に掲げる場合については8年間)

(3) 交付の額

補助対象事業費の2分の1以内とし、補助事業開始月から1年ごとの交付限度額は2,000万円(規則第3条第3号に掲げる場合に該当するものについては1,000万円)とする。ただし、大規模な雇用が見込まれるコールセンター業については、次の表に定めるところによる。

新規雇用人数	補助限度額
300人以上	4,000万円/年
600人以上	6,000万円/年
800人以上	8,000万円/年
1,000人以上	10,000万円/年

5 その他特記事項

次のいずれかに該当する場合には、補助対象としない。ただし、企業又は賃貸者が賃貸に係る建物の建築若しくは取得又は当該建物に係る土地の取得について、島根県企業立地促進助成金又は拠点工業団地立地促進補助金の交付を受けない場合(同助成金又は同補助金の対象となる場合に限る。)は、この限りでない。

- (1) 企業の役員が賃貸者である場合(賃貸者の役員である場合を含む。)
- (2) 企業が賃貸者との資本関係において、50パーセント以上出資している場合又は出資を受けている場合

島根県告示第254号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金の交付の対象等を定める告示(平成21年島根県告示第435号)は、廃止する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県ソフト系 I T 産業航空運賃補助金

2 交付の目的

ソフト系 I T 産業の事業に要する航空運賃を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化と新産業の創出及び雇用機会の増大を図る。

3 交付の対象となる者

次に掲げる要件をすべて満たす企業とする。

(1) 島根県企業立地促進条例（平成 4 年島根県条例第23号）第 4 条第 1 項の規定による認定を受けている企業のうち、島根県企業立地促進条例施行規則（平成 4 年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第 3 条第 3 号に掲げる場合に該当するもの

(2) 平成25年 3 月 31 日までに立地した企業であること。

(3) 規則第 3 条第 3 号に定める基準を満たした日（以下「補助事業開始日」という。）から 1 月以内に補助事業開始届を提出している企業であること。

4 補助金等の交付の対象、交付期間及び交付の額

(1) 交付の対象

発着陸のいずれかが島根県内の空港又は米子空港であって 3 の要件を満たす企業の常用従業員又は役員が利用した航空運賃

(2) 交付期間

補助事業開始日から 5 年間

(3) 交付の額

補助対象事業費の 2 分の 1 以内とし、補助事業開始日から 1 年ごとの交付限度額は、100 万円とする。

島根県告示第255号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第 3 条の規定により、特別高圧電力配電設備設置工事費負担金補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

特別高圧電力配電設備設置工事費負担金補助金

2 交付の目的

ソフトビジネスパーク島根（以下「S B P」という。）において企業（営利を目的として事業を営む法人をいう。）が負担する特別高圧電力配電設備を設置する場合の工事費負担金を軽減する措置を講じ S B P への立地を促進することにより、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の対象等

交付の対象	補助対象経費	交付の率等
S B P に立地する企業もしくは立地予定の企業で新たに特別高圧電力の需給契約申込みを行ったもの	企業が電気事業者に支払う工事費負担金のうち S B P 敷地内部分に対するもの	補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、交付限度額は、5, 000 万円とする。